

京都市建築協定連絡協議会広報紙



建築協定だより



従来、夏に発行されていた「建築協定ニュース」の紙面タイトルを、冬に発行されていた「建築協定だより」と同じタイトルに統一しました。



平成27年度建築協定連絡協議会総会



第1部 議事

平成27年度事業報告及び決算報告

第2号議案

平成27年度事業計画案及び予算案

第3号議案 規約改正

第2部 建築協定運営委員研修

講習「建築協定とは?」

運営の基本(事例紹介)

阪急桂南住宅地区

運営委員長 住田 明嗣 氏

図面の見方等演習・解説

議案承認

「出でよ、先駆者と勇気を持つて続く呼応者よ！」

京都市建築協定連絡協議会 会長 桑原 尚史

平素は、建築協定の運営に御協力いただき、誠にありがとうございます。

地域のまちづくりにおいて、改革や新たな試みを進めるには、まずは、最初に勇気を持って構想を言い出す人がいなくてはなりません。夢みないけれども、まずは、言い出しつぶが需要です。また、言い出した人は、「いつからにはシッカリとした構想を持つことはもとより、口先だけではなく、自ら現実的に汗をかき、泥をかぶる覚悟も必要です。地域活動は、全員がボランティアなのですですから、私はそれがオキテだと思っていま

す。

しかし、一人では何もできません。それに、呼応してくれる、勇気を持った第一の人が必要です。実は、この第二の人は言い出した人と同じくくらい重要でして、言い出した人がただの変わり者で終わってしまうかどうかは、第一の人が現れるかどうかにかかっています。さらに、第三の人、が現れば、構想が前に進む可能性がかなり強くなっています。

私自身も、平成16年に地元の自治会で役員をして以来、地域でさまざまな経験や苦労をしてきておりますが、この建築協定だよりを読まれた方が、各地域で、先駆者あるいは第一、第三の呼応者として、まちづくりをリードし、各地域がますます発展されることを祈念いたしまして、今年度初めの御挨拶とさせていただきます。

■第1部 議案審議

第一部の議案審議では、平成26年度事業報告及び決算、平成27年度の事業計画案及び予算案が審議され、承認されました。詳細につきましては、京都市建築協定連絡協議会のホームページに掲載しております。

また、京都市建築協定連絡協議会規約の改正についても、審議、承認が行われました。旧規約では、総会の議長は会長が務めることとしていましたが、会長は会員の中からの質問要望に回答しなければならない立場であることから、公平を期す議長は出席者の中から選出することに変更となりました。

平成27年度事業計画

平成27年	4月16日	第1回「役員会」
	5月14日	第2回「役員会」
	6月 7日	平成27年度総会・研修会
	7月 2日	第3回「役員会」
	8月下旬	広報紙「建築協定だより」第38号発行
	9月上旬	第4回「役員会」
	10月17日	研修会(他都市研修会)
	11月下旬	第5回「役員会」
平成28年	1月下旬	京都市建築協定連絡協議会 25周年記念事業
	2月下旬	第6回「役員会」
	3月中旬	広報紙「建築協定だより」第39号発行

規約改正

総会の議長(第8条第2項)について改正しました。

(旧)総会の議長は、会長が務める。

(新)総会の議長は、その総会に出席した者の中から選出する。

■第2部 研修会

第2部は、3部構成とし、建築協定運営委員研修を行いました。

まず、「建築協定とは?」の講習では、建築協定の制度や協定で定められる建築物のルールなど、建築協定の基本についての講義が行われました。

続いて、阪急桂南住宅地区における運営方法について、運営委員長の住田明嗣氏から御紹介していました。

最後は、建築協定モデルを使った図面の見方についての解説により、建築協定承認申請があつた場合の実践的な図面の確認方法を学ぶ研修を行いました。



住田氏による講演

阪急桂南住宅地区の事例紹介

講師 住田 明嗣氏

住田氏からご紹介いただいた創意工夫のある取組の中から、一部を抜粋して掲載させていただきます。

運営委員会について

- 将来の役員候補を育てるため、各役員に委員を一人ずつ補助に付け、小委員会で活動することを検討している。

建築計画の承認手続きについて

- 問題のある案件については、設計者だけでなく、建築主も共に面談をすることとしている。設計者の面談では、建築主側に立つ設計者に、「運営委員会がうるさいことを言っている」というような誤解を生む伝え方を建築主にされてしまい、未加入となるケースがあった。直接面談をすることで、誤解を無くし、運営委員会は、近隣とのトラブルを未然に防ぐための味方であるということを伝えることができる。

その他の活動について

- 未加入地への訪問勧誘を行い、合意しない理由の意見聴取とその記録を実施している。また、協定上重要な問題については、情報提供と全戸アンケートを実施している。自分の意見を表明することで意見に責任を持ち、協定への関心を高める狙いがある。

参加者の皆様からは、「共通の課題が多く具体的でレベルの高い話であった」、「全戸への情報提供とアンケートの実施、また、合意しない理由の聴取と記録の実施という手段が良い」など、大変有意義で参考になる講演であつたと好評をいただきました。

総会 アンケート結果

総会の最後に、今後の協議会の活動や各地区の運営について、アンケートをお願いしました。参加された皆様には、多くの貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。紙面の関係で回答は概略となりますが、ここで紹介させていただきます。

総会出席者からのご意見・ご感想

- ・多くの質問があり、有意義であった。具体的な地域の問題も出されており、とても参考になった。
- ・問題事例を取り上げて、議論できればよいと思う。
- ・初めての参加で、勉強しなければと思った。
- ・運営委員の役割が分かり、行動することが大切であると感じた。
- ・意見交換の時間がなかったので、実施してほしい。
- ・建築協定の加盟振興について取り扱ってほしい。
- ・海外の事例なども含めて、長期的な展望を探るヒントとなる講演を聞きたい。
- ・各地の事例紹介を聞きたい。
- ・協定区域外(周辺)への対策について、規制方法を知りたい。
- ・協定地区外の市民の方にも記念事業の周知をしてほしい。
- ・アンケート結果や総会での皆様のご意見を参考に、建築協定連絡協議会として引き続き、建築協定の普及啓発に努めています。

祝 News!!「姉小路界隈を考える会」 第10回住まいのまちなみコンクール国土交通大臣賞受賞

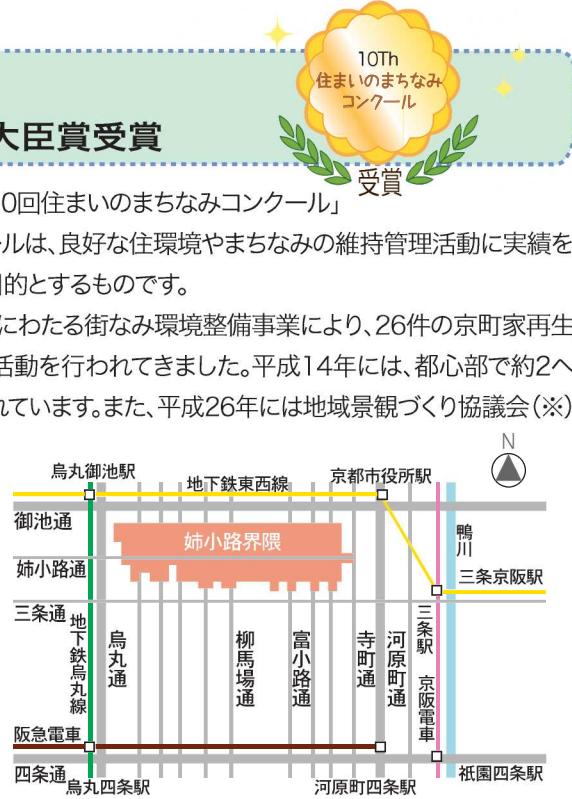
「姉小路界隈を考える会」が、(一財)住宅生産振興財団が実施する「第10回住まいのまちなみコンクール」において、最優秀賞である国土交通大臣賞を受賞されました。このコンクールは、良好な住環境やまちなみの維持管理活動に実績を上げている住民組織をまちづくりのモデルとして、表彰し、支援することを目的とするものです。

姉小路界隈を考える会は、平成7年の設立以来、町式目の制定や、10年にわたる街なみ環境整備事業により、26件の京町家再生を行われたほか、姉小路行灯会などのイベント開催など、継続して幅広い活動を行ってきました。平成14年には、都心部で約2ヘクタール、83区画(平成27年7月現在91区画)にも及ぶ建築協定を締結されています。また、平成26年には地域景観づくり協議会(※)としての認定も受けられています。このように、まちの資源を適切に保全・活用した、まちなみづくりの取組が評価され、受賞されました。

おめでとうございます。

【※地域景観づくり協議会制度とは?】

地域住民が主体となって景観づくりに取り組まれる組織を市が認定し、建築主とよりよい景観づくりに向けて意見交換をしていく制度です。



◆秋の研修会(他都市研修会)開催のお知らせ◆

活発なまちづくり活動が行われている地区を訪問し、まちなみ見学と意見交換などを行う「他都市研修会」を今年度も企画しております!他地区のまちづくりの取組みを学ぶことで、自分達のまちづくりに活かせる貴重なチャンスです。

建築協定加入者の方のほか、市内在住の方で、ご興味のある方はどなたでもご参加いただけますので、是非、多くの皆様のご参加をお待ちしております♪

※詳細は、9月上旬に京都市建築協定連絡協議会のホームページに掲載するとともに、各運営委員会を通じて案内をお届けする予定です。

【見学会概要】

日程 : 平成27年10月17日(土)
 訪問先 : 神戸市日生鈴蘭台地区
 (集合場所: 京都駅八条口、京都エミナース前)
 参加費 : 2,000円(昼食代等を含む)
 募集人数: 40名(要申込。募集人員を大幅に超えた場合は抽選とさせていただきます。)
 申込方法: お住まいの地区の建築協定運営委員会を通して、もしくは事務局に直接お申込みください。

【お問合せ先】

京都市建築協定連絡協議会事務局
 (担当: 山脇 tel: 075-222-3620 fax: 075-212-3657)



建築協定 Q&A

C 建築協定地区周辺の町並みを協定地区内と調和させる方法はないか?

－建築協定制度とその他の制度の比較－

A 協定地区内で美しい町並みの維持に取り組まれているが、地区の周辺までは効力が及ばないので、地区内の町並みとのギャップが生じることがあります。周辺を含めた制限方法の例として、次の3つを紹介します。

- ①周辺地域を含めた地域景観づくり協議会制度の導入
 - ②周辺地域を含めた地区計画の導入
 - ③周辺地域を含めた建築協定地区の拡大
- 強制力という点では、②が最も強く、①はもれなく協議を義務付けられるというメリットがあります。

①地域景観づくり協議会制度

景観づくりに関する活動を主体的に行う地域組織を市が地域景観づくり協議会として認定します。建築の手続きの前には、協議会との協議・意見交換が義務付けられます。

②地区計画

地域特性にふさわしい土地利用の規制・誘導を図るため、建築物に関するルールを地域の方々の合意をふまえ、京都市の条例として定めることができますので、法的強制力があります。

京都市建築協定連絡協議会 ホームページをご活用ください!

ホームページにより、連絡協議会や各地区的活動の周知、まちづくりに役立つ資料・情報の集積・共有等を図り、縦(次の世代)及び横(各地区の運営委員会及び住民各位)の連携強化を目指しています。

「京都市建築協定連絡協議会」で検索してご覧ください。

京都市建築協定連絡協議会

検索

http://kyotokeikan.org/kenchikukyoutei_HP/index.html

建築協定地区表示看板を新設・補修する際に、補助金の交付が受けられます!

建築協定表示看板とは、その地区が建築協定地区であることを、広く地区内外の方々にお知らせし、建築工事等の際の事前相談を促す目的で設置される看板です。



新設 5万円を上限として実費

補修 2万円を上限として実費

※事前に工事の予定と見積額を連絡協議会事務局までお知らせください。予算の都合上、補助金をお渡しできないこともありますので、ご注意ください。

事務局：京都市都市計画局建築指導部建築指導課 担当 山脇
 電話：075-222-3620